

自失意ノ商人ハ今日政府ノ難事ヲ再々身ヲ起シ今日
得ヤタル門ノ紳商ニ政府ノ難事ヲ再々身ヲ起シ今日
方ヨリ攻撃ヲ被リテ其防禦ハ忙ハシ一必一必ニ備フ
ルモ尙及ハサルヲ恐ル、商工ノ合戦最中ニ願ニ内部ニ敵
ヲ生シテ不意ヲ襲フ者アリ其備永久ニ備置ナラント欲ス
ルモ得ヘカフナルナリ商工ノ業ニ罪ナシ又其人ニ罪ナシ
畢竟其商工ノ業ヲシテ政府ニ關係セシメ、其商工ノ人ヲ
シテ政府ノ官人ニ直接セシメ、商工ノ業ト政府ノ政略ト
近ク附着シタルノ罪ト云フ可シ威權ヲ以テ人ヲ害セシ
ムルハ政府ノ常ニシテ必スモ恐ム可キモノノ非ヤレド
其威權ハ唯政治ノ社會ニ行ハル、ノロコシテ商工ノ區域
ニ及ハス可ラス若シモ其此一義ヲ誤ルハ政府ハ徒ラニ
徳ノ府トナリ又怨ノ府ト爲リ其怨共ニ私ノ性質トシテ
結局ハ政府ノ公徳ヲ損シテ官民軋轉ノ媒介ヲ可キノミ
西洋諸國ニ於テハ政治社外ニ商工ノ別天地ヲ開キ自カラ
利福榮譽ヲ博ス可キモノ多クシテ政府ノ地位ヲ衰ムノ念
慮澹泊ナリト云ヘリ我國ノ商工ハ區域甚ク狭クシテ地歩
甚ク低ク却テ其區域ヲ變シテ官途ノ性質ヲ帯ヒ以テ蓋政
府ヲ羨ムノ念ヲ深クスルカ如キハ經國ノ大計ニ背クモノ
ト云フ可シ

○ 松田東京府知事死去

東京府知事松田道之君ハ過日來重病ノ床ニ就キ至極危篤
ノ容体ナリト云ヒ既ニ 聖上ノ敷問ニモ遠シテ侍醫ヲモ
差遣サレタル程ナリシカ療養叶ハス昨六日遂ニ遠逝シタ
ルハ實ニ氣ノ毒ナルコトナリ
松田君カ往年滋賀縣ニ令タルヤ治積大ニ學リ名聲關西ニ
隱レナカリシカ次テ内務大丞ニ轉シ誠意事務ニ勉勵シ其
幹事ノ才ト吏務ニ老練敏捷ナルトハ官省ノ内外ヲ問ハス
世人一般ニ敬賞スル所ナリシ明治十二年琉球藩ヲ廢シ
テ沖繩縣ヲ置クノ事務ヲ了タル後君ハ楠本正隆君ニ代テ
東京府知事ニ榮轉シ爾來三年精勵治ヲ圖リ巧一日進ノ風
潮ニ隨テ事ヲ理シ務メテ府民ニ満足ヲ與ヘタルヲ以テ長
京尹トシテ地方官中第一位ノ令名アリ近日或ハ更ニ榮轉
スルコトアル可キヤノ願モアリシ際ニ當テ忽チ此ノ不幸
ノ報ヲ聞キ我輩一層ノ悲傷ヲ感スルナリ
我輩東京府民ハ其京尹松田君ヲ失ヒテ政府ハ其後任ヲ
命スルニ必ス十分ノ人撰ヲ爲シ我輩ヲシテ他日松田君
ノ外ニ府知事無シト欲セムルコトナカル可キヤ事ヲ容レ
ス然レニ今日此人撰タルヤ種ノ困難ナルモノナリト謂
スルナリ元來參事院ノ職官中ニハ地方事務精通ノ人モア
ルコトナラント雖モ今日ノ東京府知事ハ地方ノ長官ニシテ
タルノモノ人物ニテ足レシコトヲ云フ可キモノナラント
中ニハ松田君ノ如キ人物ハ少クシテ今日ノ

東京府知事ハ法律規則ノ專門家ト人物ニテ定レリ
トス可ラス或ハ無爲澹泊靜坐拱手自然ニ任スルヲ主
義トスルノ人或ハ事ノ細大輕重ヲ問ハス慢ニ干渉壓
制スルコト地方官ノ本分ナラト認ム人ノ如キハ勿
論此任ニ當ラズシテ必スヤオアリ能ク熟練アリ學
識アリ才力ニ堪ルコトヲ壯年官吏ニ非スンハ此固
難クシテ今日ノ松田君ハ此ノ難カル可シ知ラス雖カ此任ニ當
ラズシテ今日ノ松田君ハ此ノ難カル可シ知ラス雖カ此任ニ當
ラズシテ今日ノ松田君ハ此ノ難カル可シ知ラス雖カ此任ニ當

○ 實會 過殿
北堂兩夫人を本
侍し無恙歸朝せ
餘興として陸軍
發起人は武者小
さるゝ各華族
○ 百武兼行君
務取扱を昨日命
○ 交詢支社
名の多きに至り
志者相圖る去月
交詢會を閉るる
も拘はらず加藤
藤幸三郎伊東喜
を始め數十名け
かりしが愈々支
たりと

吹上 前日奉記の通り 聖上には昨日午前
第九時亦假皇居御門にて吹上禁苑へ行幸在り
せられ憲兵巡查并に宮内官吏等の警備試合を 天覽
遊され一同へ晝夕雨食を下され且試合等差に由て夫
々賞品を下賜されり
○ 田府 松田君ハ東京府知事松田道之君ハ長々
多量の功勞を思召され易賢の爵位一級を進め從四位
に叙せられたり君の履歷等は本日録白あければ明日
記載すべし

○ 稅務委員 大
張所へ派出せら
夫と交代を命ぜ
○ 屯田兵 北海
佐より上申あり
される哉に聞け
○ 巡查召募 一
ひ神奈川縣より
○ 砲兵本廠 同
因り今度銃工等
を増置するゝ
○ 司法省 同省
りたり

○ 重罪裁判所
公判に被告人ハ
出京町士族梶山
件にて辨護人の
○ 華族會館 同
君は既に任地に
代理を必得られ
要多數の國會議
りし
○ マラッカ号

○ 重罪裁判所
公判に被告人ハ
出京町士族梶山
件にて辨護人の
○ 華族會館 同
君は既に任地に
代理を必得られ
要多數の國會議
りし
○ マラッカ号

東京府知事ハ法律規則ノ專門家ト人物ニテ定レリ
トス可ラス或ハ無爲澹泊靜坐拱手自然ニ任スルヲ主
義トスルノ人或ハ事ノ細大輕重ヲ問ハス慢ニ干渉壓
制スルコト地方官ノ本分ナラト認ム人ノ如キハ勿
論此任ニ當ラズシテ必スヤオアリ能ク熟練アリ學
識アリ才力ニ堪ルコトヲ壯年官吏ニ非スンハ此固
難クシテ今日ノ松田君ハ此ノ難カル可シ知ラス雖カ此任ニ當
ラズシテ今日ノ松田君ハ此ノ難カル可シ知ラス雖カ此任ニ當
ラズシテ今日ノ松田君ハ此ノ難カル可シ知ラス雖カ此任ニ當

○ 重罪裁判所
公判に被告人ハ
出京町士族梶山
件にて辨護人の
○ 華族會館 同
君は既に任地に
代理を必得られ
要多數の國會議
りし
○ マラッカ号